

深谷市の上下水道事業の概要

第 I 回 深谷市上下水道事業運営審議会



本日の内容

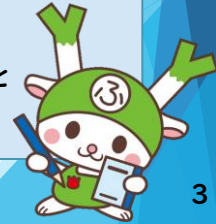
1. 地方公営企業とは
2. 水道事業について
3. 下水道事業について
4. 深谷市上下水道事業運営審議会とは



1.地方公営企業とは

公営企業とは

- 公営企業とは
地方公共団体が行う事業のうち“企業”と観念されるもの。
➢水道、下水道、交通（バス・地下鉄）、病院など
- 公営企業の基本原則（地方公営企業法第3条）
「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」
- 経済性？公共の福祉？
経済性…合理的・能率的に経営を行うこと
公共の福祉…住民の福祉の増進を目的として経営すること



3

1.地方公営企業とは

公営企業の経理

- 独立採算制
利用者が料金を負担し、それによってサービス提供に係る経費を賄う
- 特別会計（公営企業会計）の設置
経済活動を常に明確に把握するため特別会計を設置して、一般会計と区分する
- 企業会計方式（発生主義・複式簿記の採用）
一般会計（現金主義）とは異なり企業会計方式による経理が行われ、フロー情報（経営の成績）とストック情報（財政の状況）が明らかになる



4

2. 水道事業とは

(1) 水道事業の役割

水道法の規定

清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする（水道法第1条）

水道の役割

清浄な水の供給

豊富な水の供給

低廉な水の供給



公衆衛生の向上
と
生活環境の改善

5

2. 水道事業とは

(2) 深谷の水道について

■浄水場5か所、配水場5か所

■水源は

- ・地下水：61%
- ・表流水（荒川）：3%
- ・県水：36%

■管路延長は1,119km

（令和4年度末現在）



6

2.水道事業とは

(2) 深谷の水道について

Q.深谷の水って美味しいの？

A. 地下水の 活用により 美味しい

(令和5年6月発行 水のみちより)

深谷市は、北に利根川、南に荒川と日本を代表する大河が流れ、古くから地下水の豊富な土地柄です。そのような土地柄を利用し、深谷市の水道水は、全体の約65%の割合※で、深い井戸からくみだした地下水をきれいにし、おいしい水を皆様へお届けしております。

地下水は、地下深くを流れているため、外の気温の影響を受けにくく水温が年間を通して一定しています。また、地中でろ過（砂などを通して水がきれいになる）が行われるため、一般的に水質が良好です。地下水以外の水は、河川の水をきれいにし水道水にしています。ほかの都市の水道水は、河川の水を利用しているところが多いです。

※一部区域においては、河川の水をきれにした水道水のみのごまございます。

ふっか水



ふっか水は100%深谷の地下水を使っています。

7

2.水道事業とは

(3) 水道の概要について

経営戦略を策定 (令和4年3月改正)

■事業概要

これまでの事業の概要や現在の状況について記述

■将来の事業環境

今後の予測（給水人口や水需要など）や事業展開（予定事業など）を記述

■経営の基本方針

「安全で安心な水道水の安定的な供給」

■投資・財政計画（収支計画）

令和13年度までの収支見通しを記述

8

2.水道事業とは

(3) 水道の概要について

事業変遷

昭和 4 年	深谷町水道事業給水開始
昭和 3 0 年	深谷市政施行
昭和 3 7 年	第二浄水場（八幡西浄水場）完成
昭和 4 1 年	普済寺浄水場完成、岡部町簡易水道事業給水開始
昭和 4 3 年	岡部町制施行
昭和 4 4 年	第三浄水場（幡羅町浄水場）完成
昭和 4 6 年	川本村簡易水道事業給水開始
昭和 4 8 年	豊里村合併
昭和 5 2 年	川本町制施行
昭和 5 3 年	花園村水道事業給水開始
昭和 5 8 年	花園町制施行
昭和 6 1 年	皿沼浄水場完成、岡部浄水場完成
平成 6 年	前川原浄水場完成
平成 1 3 年	新仙元山配水場完成、台坂・八幡西・仙元山配水場統廃合
平成 1 8 年	新「深谷市」誕生、水道事業創設事業認可（1市3町事業統合）
平成 2 4 年	今泉配水場完成
平成 2 6 年	岡部浄水場拡張工事完成、普済寺浄水場廃止、「ふっか水」誕生
平成 2 7 年	水道庁舎完成、本田配水場完成、幡羅浄水場廃止、川本浄水場膜ろ過設備完成
平成 2 9 年	水道料金改定
令和 元 年	深谷市水道事業給水開始 9 0 周年
令和 5 年	皿沼浄水場新施設への切替実施

9

2.水道事業とは

(4) トピック情報

皿沼浄水場の再整備が概ね完了

- 令和元年度から令和4年度までの4年間で主要設備を再整備
- 設備が新しくなったとともに、地震に強い構造になりました
- 令和5年2月に古い設備から新しい設備に切り替えました

<皿沼浄水場全景> R5.9撮影

※皿沼浄水場は、深谷市上敷免地内にある旧深谷地域の小山川以南から高崎線以北にかけて配水区域とする浄水場です。

※令和6年度までに外構工事等を完了予定



10

3. 下水道事業とは

(1) 下水道事業の役割

下水道法の規定

下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする（下水道法第1条）

下水道の役割

- ・生活環境の改善（汚水の排除）
- ・浸水の防除（雨水の排除）
- ・公共用水域の水質の保全

下水道の種類

- 公共下水道と農業集落排水
 - ・深谷・岡部は処理場で処理
 - ・川本・花園は流域下水道で処理
 - ・農業集落排水は市内各所で処理

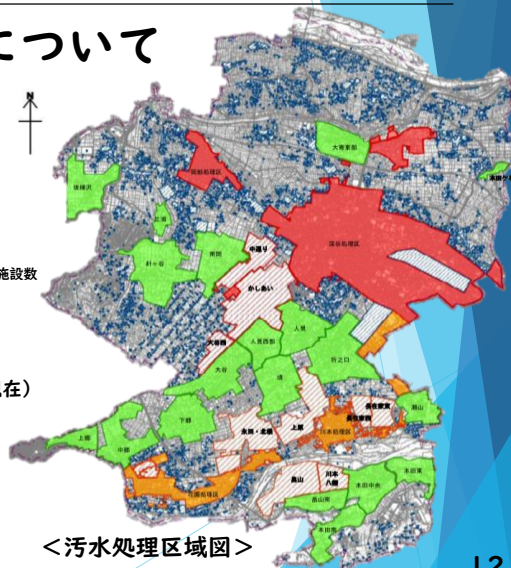
3. 下水道事業とは

(2) 深谷の下水道について

- 単独公共下水道の処理場は2か所
（深谷浄化センターと岡部浄化センター）
- 流域公共下水道の処理場は1か所
（荒川上流水循環センター（川本地区））
- 農業集落排水処理施設は26か所 ※カッコ内は施設数
・深谷地区（10）、岡部地区（4）、
川本地区（8）、花園地区（4）
※農業施設は公共下水道に順次接続中

（令和4年度末現在）

凡例	
	単独公共下水道事業区域
	単独公共下水道計画区域(令和年度末)
	流域関連公共下水道事業区域
	流域関連公共下水道計画区域(令和年度末)
	農業集落排水事業区域
	浄化槽設置整備区域(令和年度末)



3.下水道事業とは

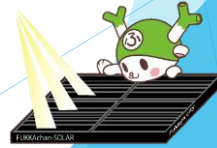
(2) 深谷の下水道について

メガソーラー（太陽光発電所）を運営

深谷市浄化センターの水処理施設拡張用地に大規模太陽光発電所を平成26年度に建設しました。発電した電力は全て電力会社に売電し、その売電収入を施設の維持管理経費に充当しています。



イ. 所在地 深谷市新井587番地1
ロ. 設置面積 約2ha
ハ. 発電出力 1,584kW
ニ. 稼働日 平成26年9月18日



13

3.下水道事業とは

(3) 下水道の概要について

経営戦略を策定（令和4年3月改正）

- 事業概要
これまでの事業の概要や現在の状況について記述
- 将来の事業環境
今後の予測（処理区域人口など）や事業展開（予定事業など）を記述
- 経営の基本方針
「快適と安全を提供する持続可能な下水道」
- 投資・財政計画（収支計画）
令和13年度までの収支見通しを記述

14

3. 下水道事業とは

(3) 下水道の概要について

公共下水道事業変遷

- 平成18年 深谷市下水道事業創設
- 平成19年 岡部下水道課、川本下水道課、花園下水道課を廃止、下水道課へ統合
- 平成21年 深谷処理区変更事業認可、会計方式を公営企業会計へ統合
- 平成22年 荒川上流処理区（川本、花園処理分区）変更事業認可
- 平成23年 岡部処理区変更事業認可、機構改革により建設部下水道課から環境水道部下水道課に組織変更、使用料改定（6月検針分から適用）
- 平成24年 地方公営企業法全部適用により地方公営企業へ移行
- 平成25年 深谷処理区公共下水道事業計画変更
- 平成26年 深谷市浄化センター太陽光発電所稼働開始
- 平成27年 事務所が深谷市浄化センターから水道庁舎（岡部浄水場内）へ移転
公共下水道事業及び農業集落排水事業を事業統合
公共下水道使用料改定（12月検針分から適用）第1段階
- 平成28年 深谷、岡部処理区公共下水道事業計画変更、荒川上流流域関連深谷公共下水道事業計画変更
- 平成30年 岡部処理区公共下水道事業計画変更
公共下水道使用料改定（6月検針分から適用）第2段階
- 平成31年 荒川上流流域関連深谷公共下水道事業計画変更
- 令和元年 荒川上流流域関連深谷公共下水道事業計画変更
- 令和2年 深谷処理区公共下水道事業計画変更
公共下水道使用料改定（12月検針分から適用）第3段階
- 令和3年 荒川上流流域関連深谷公共下水道事業計画変更、上原地区公共下水道供用開始
- 令和5年 畠山地区公共下水道供用開始

15

3. 下水道事業とは

(3) 下水道の概要について

農業集落排水事業変遷

- 平成18年 深谷市下水道事業創設
中郷処理区供用開始
- 平成19年 岡部下水道課、川本下水道課、花園下水道課を廃止、集落排水課へ統合
折之口、本田東処理区供用開始
- 平成21年 人見処理区供用開始
- 平成22年 大寄東部、南岡処理区供用開始
- 平成23年 機構改革により建設部集落排水課から環境水道部集落排水課に組織変更
集落委排水処理施設使用料改定（5体系から3体系へ）
瀬山処理区供用開始
- 平成27年 事務所が深谷市浄化センターから水道庁舎（岡部浄水場内）へ移転
公共下水道事業及び農業集落排水事業を事業統合
地方公営企業法全部適用により地方公営企業へ移行
農業数集排水処理施設使用料改定（3体系から市内統一）
- 平成31年 公共下水道への統合に伴う財産処分（上原、畠山処理区）
- 令和2年 公共下水道への統合に伴う財産処分（かしあい、中通り、大谷西処理区）
- 令和3年 上原地区公共下水道供用開始
農業集落排水処理施設使用料改定（人数割制から従量制へ移行、並びに使用料体系を下水道使用料と統一）
- 令和5年 畠山地区公共下水道供用開始

16

3. 下水道事業とは

(4) トピック情報

マンホールカードを配布

- 令和5年4月28日に配布開始
- 盛況につき、すでに配布が終了しました



令和5年6月広報より抜粋



4月28日・水道庁舎
『ふっかちゃんマンホールカード』で下水道と深谷をPR
下水道の普及促進と市のPRを目的に作製された『ふっかちゃんマンホールカード』を配布開始し、市内外から多くの方が受け取りに訪れました。このマンホールカードでは、深谷にゆかりのある『レンガ』と『市イメージキャラクターふっかちゃん』がデザインされたふっかちゃんマンホール蓋を紹介しています。(※現在、マンホールカードの配布は終了)

4. 深谷市上下水道事業運営審議会とは

上下水道事業運営審議会とは

市長の諮問に応じて、上下水道事業に関する重要な事項について調査審議し、これらの事項について答申するもの

委員

- (1) 15人以内で、下記の者から市長が委嘱する。
①学識経験者、②水道使用者、③下水道使用者
- (2) 任期2年（令和5年10月1日から令和7年9月30日）

審議内容

- (1) 水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に関する事
- (2) 各事業の経営に関する事
- (3) その他に関する事 など



完



19